

**①妻に自宅を住みつつづけさせたい人**

私は、相続税がかかるほどの財産はありませんが、小さな住宅と土地があります。これは私が亡くなったあとに妻が住み続けるようにしたいです。この場合に遺言状は必要でしょうか？



子供がいたら必要です。たとえ小さな土地と住宅であっても、遺言がないと法定相続の通りに遺産は分割されます。

奥さんは1/2、子供は残りの1/2を等分で相続します。子供との関係が悪かったりしたら、子供は相続した土地と家の部分を買って取ってくれと言ってくるかもしれません。

金銭がないと奥さんが家賃を払わなければなりません。最悪、子供が相続した土地を売却されたら奥さんは住むことができないかもしれません。奥さんに土地と建物を相続すると遺言を残しておきます。

**②会社を長男に継がせたい人**

私は小さな法人会社を経営しています。妻はいません。子供は男の子が2人います。長男は会社を継ぐ意思があります。次男はサラリーマンで会社を継ぐつもりありません。当然、会社は長男が継ぎます。こんな場合も遺言は必要ですか？



必要です。会社の株式を長男に全部相続させるために必要です。会社の株式が分散すると経営に口をはさむことが考えられます。遺言がないと株式は長男と次男が50%所有することになります。これでは長男は次男の意見を聞かなければなりません。長男に100%株式を相続し、次男には金銭を相続させる方法をとります。



③離婚した先妻に子供がいる人

私は離婚しました。その後再婚し、先妻には1人、後妻には2人のこどもがいます。財産は土地と家と少々の金融資産です。遺言は必要ですか？



必要です。わかっていると思いますが、先妻の子供は相続人です。先妻と仲が悪いと遺産分割協議はスムーズにすすまないでしょう。先妻の子供にも財産を相続させるのかを決めて遺言書を書きます。



④連絡できない子供が一人いる人

娘が3人います。それぞれ嫁いでいます。妻は先立たれてもういません。娘の内、1人が外国に行ったまま、最近はずんずん連絡がありません。この場合には遺言は必要ですか？



行方がわからない娘さんの了承をえないと遺産分割協議もできません。場合によっては、遺産としての預貯金が一切引き出しできない事態ともなります。遺言を書いておけば遺産分割協議が必要なくなります。遺言執行者によって預貯金の引き出しもスムーズにできます。だから遺言書で遺産分割をきちんと指示しておきます。



⑤内縁の妻がいる人

私は独身ですが、籍をいれていない内縁の妻がいます。内縁の妻に相続させたいのですがどうしたらよいのでしょうか？



内縁の妻と何年同居していても相続権はありません。もし、あなたの両親や兄弟姉妹がいると法定相続人は両親あるいは兄弟姉妹になるので内縁の妻は一切相続できません。遺言を書いておけば、内縁の妻に財産を残しておくことが



⑥相続人がだれもない人

私には、妻、子供、両親、兄弟姉妹はおりません。まったくの一人です。この場合に私が死んだら財産はどうなるのでしょうか？



生前たいへんお世話になった人や市町村や公的福祉団体に寄付するならば必ず遺言書を書きます。そうでないと、遺産は国のものになってしまいます。



⑦子供がない人

私には子供がいません。相続財産は家と土地だけで、金融資産はありません。妻に家と土地を相続させたいのですが、遺言書は必要ですか？



子供がないと相続人はあなたの妻とご主人のご両親がいるなら妻とご両親が相続人になります。次に妻とご主人の兄弟姉妹になります。家、土地が両親、兄弟姉妹に分割されてしまうかもしれません。奥さんが現在の家にすむことができなくなるかもしれません。必ず、遺言書を書きます。兄弟姉妹だけなら遺留分(4頁解説)がありませんから家と土地は奥さんに相続されます。



Q

遺留分とはどういうものですか？














A

遺留分とは、相続人が最低限相続できる財産のことです。

遺留分は以下ようになります。

- ①法定相続人が妻と子：妻が1/4、子1/4。
- ②法定相続人が妻と親：妻が2/6、親1/6。
- ③法定相続人が妻と兄弟姉妹：妻が1/2。兄弟姉妹には遺留分はなし。
- ④法定相続人が妻だけ：遺留分は妻が1/2。
- ⑤法定相続人が子だけ：遺留分は子が1/2。
- ⑥法定相続人が親だけ：遺留分は親が1/3。
- ⑦法定相続人が兄弟姉妹だけ：兄弟姉妹はなし。

●下の図は相続財産6000万円を遺留分で相続した場合です。

死亡した夫		相続財産：6000万円			
	相続人	遺留分	相続人	遺留分	
妻	 妻	1/4 1500万円	子  子供 子供	1/4 1500万円	
妻	 妻	2/6 2000万円	親  親	1/6 1000万円	
妻	 妻	1/2 3000万円	兄弟姉妹  兄弟姉妹	なし 0万円	
妻のみ	 妻	1/2 3000万円			
子のみ	 子供 子供	1/2 3000万円			
親のみ	 親	1/3 2000万円			
兄弟姉妹のみ	 兄弟姉妹	なし 0万円			